

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年5月17日

支出負担行為担当官

参議院庶務部会計課長 黒川 和良

◎調達機関番号 002 ◎所在地番号 13

1 調達内容

(1) 品目分類番号 75

(2) 事業名 参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）

(3) 事業場所 東京都千代田区永田町2-1-1

(4) 事業内容 本事業は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86

号) に定められる株式会社 (以下「SPC」という。)) を設立し、当該SPCが、落札者とされた者の提案に基づき、いわゆるO (Operate) 方式により、参議院議員会館 (以下「議員会館」という。なお、本事業において、議員会館とは、参議院議員会館 (地下駐車場を含む。)、外構 (計画道路を含む。)、地下連絡通路及び地下鉄接続通路を指す。) の維持管理・運営に関する業務を行うものである。

主な業務は次のとおりである。

① 維持管理業務

ア 建築物点検保守・修繕業務 (植栽管理、選挙時等の対応等を含む。)

イ 建築設備運転・監視業務

ウ 長期修繕計画に基づく更新等業務

エ 清掃業務 (廃棄物の収集、ねずみ等の防除を含む。)

② 運営業務

ア 受付業務

イ 鍵管理業務

ウ 什器・備品関連業務

エ 会議諸室管理業務

オ 全般管理業務（自治委員会・選挙関連
事務等支援を含む。）

カ 警備・駐車場管理業務

キ 福利厚生業務

(5) 事業期間 契約締結日から令和 12 年 3 月
31 日まで。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

- ① 入札参加者は、1(4)①及び②に掲げる業務を実施することを予定する一の企業又は複数の企業によって構成されるグループとする。後者においては、入札参加者を構成する企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、入札参加者を構成する企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行う。

② 代表企業及び代表企業以外の入札参加者を構成する企業（入札参加者を構成する企業が一者の場合は当該企業）は、SPCに出資を行う（代表企業は必ずSPCに出資を行うが、入札参加者を構成する全ての企業がSPCに出資する必要はない。）。

なお、SPCの株主は次の要件を満たすこと。

ア 代表企業及び構成員（代表企業以外の入札参加者を構成する企業でSPCに出資を行う企業をいう。以下同じ。）（入札参加者を構成する企業が一者の場合は当該企業）である株主がSPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有する。

イ 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならない。

ウ SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、参議院の事前の書面

による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

- ③ 入札に当たり、代表企業、構成員及び協力企業（代表企業、構成員以外の入札参加者を構成する企業でSPCに出資を行わない企業をいう。以下同じ。）のそれぞれは、1(4)①及び②のいずれの業務に携わるかを明らかにする（入札参加者を構成する企業が一者の場合は当該企業が全ての業務に携わることを明らかにする。）。なお、各業務は、入札参加者を構成する企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。

- ④ 入札参加者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日までの期間に限り、入札参加者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、参議院と協議するものとし、その事情を検討の上、参議院が認めた場合は

この限りではない。

- ⑤ 入札参加者を構成する企業のいずれかが、他の入札参加者を構成する企業でないこと。
- ⑥ 当該入札参加者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者を構成する企業でないこと。
ただし、当該入札参加者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の入札参加者の協力企業である場合を除く。
- ⑦ 上記⑥の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準に該当する場合をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更

生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号の規定による会社等という。以下同じ。)である場合を除く。

- a. 子会社等と親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等という。b.において同じ。)の関係にある場合
- b. 親会社等を同じくする子会社等同士
の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a.については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- a. 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつ

ては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c. 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- ② 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）
- ④ 予決令第 73 条の規定に基づき、支出負

担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑤ P F I 法第 9 条の規定に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。

⑥ 入札参加表明書及び競争参加資格の確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、参議院から指名停止の措置を受けていないこと。

⑦ 参議院が本事業に関する検討を委託した P w C アドバイザリー合同会社（同協力事務所として渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）及び株式会社佐藤総合計画（同協力会社として株式会社 A G スクーデリア）、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、(1)⑦に同じ。

⑧ 参議院が事業者の選定に当たり、P F I 法第 11 条の規定に定める客観的な評価を行うため、平成 31 年 4 月 1 日付けで設置

した「参議院議員会館維持管理・運営事業
(第二期)総合評価審査委員会」の委員が
属する企業又はその企業と資本面若しくは
人事面において関連がある者でないこと。
なお、「資本面若しくは人事面において関
連がある者」とは、(1)⑦に同じ。

- ⑨ 暴力団排除に関する誓約書を提出した者
であること。

(3) 維持管理企業に共通の参加資格要件

入札参加者を構成する企業のうち維持管理
業務に携わる企業は、次の要件を満たすこ
と。

- ① 平成 31・32・33 年度参議院競争参加資
格(全省庁統一資格)審査において、「役
務の提供等」の「A」、「B」又は「C」
の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の
競争参加資格を有する者であること。
- ② 複数の企業で分担する場合には、いずれ
の企業においても上記①要件を満たしてい
ること。また、維持管理業務を行うに当た

って必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

(4) 運営企業に共通の参加資格要件

入札参加者を構成する企業のうち運營業務に携わる企業は、次の要件を満たすこと。

- ① 平成 31・32・33 年度参議院競争参加資格（全省庁統一資格）審査において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 複数の企業で分担する場合には、いずれの企業においても上記①要件を満たしていること。また、運營業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。
- ③ 警備・駐車場管理業務のうち、警備業務に携わる企業については、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定に基づく認定を有する者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、(2)によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2) 入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

① 事業提案が要求水準（必須項目）を充足しているかについて審査を行い、事業提案が要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、充足しない場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

② 事業提案のうち参議院が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れ

ていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。

- ③ (1)において、評価値の最も高い者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

- ① 入札及び契約手続に関する問合せ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院管理部営繕課契約係 電話 03-5521-7536 (ダイヤルイン)

- ② 要求水準書等に関する問合せ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院管理部管理課企画室 電話 03-5521-7563 (ダイヤルイン)

- (2) 入札説明書は、参議院ホームページ (URL :

<http://www.sangiin.go.jp/>

[japanese/annai/choutatu/2018pfi/index.html](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/choutatu/2018pfi/index.html))

にて公表する。なお、その他申請様式等についても同様とする。

- (3) 第一次審査資料の提出期限、場所及び方法
提出期限は、令和元年7月11日
(木)までの休日を除く毎日、午前9時
30分から午後5時まで。提出場所は4(1)
①に同じ。提出方法は第一次審査資料を持
参又は郵送(書留郵便に限る。)とす
ること。
- (4) 入札書及び第二次審査資料の提出期間、
場所及び方法
提出期間は競争参加資格の
通知日の翌日から令和元年9月12日
(木)までの休日を除く毎日、午前9時
30分から午後5時まで。提出場所は4(1)
①に同じ。提出方法は入札書及び第二
次審査資料を持参又は郵送(書留郵便に
限る。)すること。
- (5) 開札の日時及び場所
日時：令和元年11月8日(金)午後2時
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11
-16 参議院第二別館東棟2階 営繕課・電
気施設課会議室にて行う。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除する。
 - ② 契約保証金 免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の選定方法 上記3(1)に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者として選定する。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者を本事業に係る業務に携わる者とする場合の参加 上記2(2)③、2(3)①及び②、2(4)①及び②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により第一次審査資料を提出することができる

が、競争に参加するためには、開札の時に
おいて、当該一般競争参加資格の認定を受
け、かつ、競争参加資格の確認を受けてい
なければならない。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity : Kazuyoshi
Kurokawa , Director of the Accounts
Division, General Affairs Department,
House of Councillors.

(2) Classification of the services to be
procured : 75

(3) Subject matter of the contract :
Maintenance and operation of the
Members' Office Buildings of the House of
Councillors(2)

(4) Time-limit for the submission of
application forms and relevant documents
for the qualification : 5 :00P.M. 11 July

2019.

(5) Time-limit for the submission of
tenders and proposal forms: 5 :00P.M. 12
September 2019.

(6) Contact point for the tender
documentation : Contract Section,
Repairs Division, Property
Administration Department, House of
Councillors,
1-11-16 Nagatacho, Chiyoda-ku, Tokyo
100-0014 Japan. TEL 03-5521-7536